

令和４年４月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和４年４月７日（木）午前９時３０分より、臼杵市役所野津庁舎 ３階会議室において、会長が４月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

１番 後藤 聖憲 委員 ２番 藤嶋 祐美 委員 ４番 城野 幸司 委員 ５番 疋田 忠公 委員 ７番 佐藤 幸子 委員
８番 竹尾 奈美 委員 ９番 柳井 博之 委員 １０番 後藤 博幸 委員 １１番 中野 定重 委員

欠席委員

３番 二村 啓二 委員 ６番 野上 政憲 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第１８号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第１９号 非農地証明願いについて

議案第２０号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は3番 二村委員と、6番 野上委員が欠席となっており、出席委員は10名となります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告
致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号5番 疋田 忠公委員と、議席番号7番 佐藤 幸子委員に議事録署名をお願い致します。

議 長 議案に入る前ですが、農地法3条と5条につきまして、後藤 博幸委員が関係しておますので、退席をお願いしたいと思います。

－後藤 博幸委員 退席－

議案審議に入ります。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。

議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 4 月 7 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページとなります。

番号 1、(畑) 849 m² 外 2 筆、合計 1,428 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 2、(田) 238 m² 外 1 筆、合計 935 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 3、(畑) 338 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 4、(畑) 127 m² 外 1 筆、合計 184 m² を、所有権を移転するものです。この案件は空き家バンク制度を利用した空き家に付随する農地の取得であり、下限面積については 30a 以下となっています。

以上、3 条申請 4 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

3 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3～4 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井と藤嶋委員により 3 月 24 日に実施しました、議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田及び畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田と2筆の畑で、1筆の畑についてはトラクターで耕起されており、その外2筆については非耕作地となっています。許可後はサトイモの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、現在は耕作されていません。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は露地野菜が耕作されています。許可後も引き続き露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、現在は耕作されていません。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[下限面積要件]については空き家バンク物件であることから該当することとし、その他の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第25地区、増田推進委員さん。

増 田 第 25 地区、推進委員の増田です。

推進委員 番号 1 の田及び畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田と 2 筆の畑で、1 筆の畑についてはトラクターで起されており、その外 2 筆についても今後整備するとのことです。
許可後はサトイモの作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 8 地区、佐藤推進委員さん。

佐藤政 第 8 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 3 の畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、すでに露地野菜が耕作されています。許可後も引き続き露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 6 地区、伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 2 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆あり、許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 5 地区、平松推進委員さん。

平松 第 5 地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号 4 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は空き家バンク物件からおおよそ 100m 離れており、現在耕作されていませんが許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題

は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

中 野 はい。4 番の件ですが、空き家バンクに付随した農地は売買で買うことになっておりますが、空き家バンクの家は買うのでしょうか。
副会長

首 藤 空き家バンクの家はこれから 100mほど離れておりますが、こちらを購入するとのこと。それと農地も一緒に買ってくださいという類いの
主 幹 内容になっております。

中 野 わかりました。
副会長

議 長 他に何かありませんか。

—質疑なし—

議 長 他に質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決

定致しました。次に、議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5 ページとなります。

議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 4 月 7 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 235 ㎡ 外 1 筆、合計 465 ㎡ については、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 2、(畑) 557 ㎡ 外 6 筆 合計 1,695 ㎡ については、所有権の移転を行い、6 区画の建築条件付きの宅地造成を行うものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 3、(田) 482 ㎡ については、所有権の移転を行い、自身が運営する会社の資材置場として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、3 月 24 日に柳井委員、事務局の首藤さんと実施しました議案第 18 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告致します。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 2 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号２の田および畑については、所有権を取得し、造成のうえ６区画の建築条件付き宅地として利用するものです。

申請地は６筆の田と２筆の畑で、一部でカボスが植えられている他、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については２種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号３の田については、所有権を取得し、資材置場として利用するものです。

申請地は１筆の田で、一部でカボスが植えられている他、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については２種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、５条申請３件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんからの報告をお願い致します。第２５地区の増田推進委員さん。

増 田 第２５地区、推進委員の増田です。

推進委員 番号１の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は、現在は草刈り等により管理されています。排水や日照といった、周囲の農地への影響は特にないと思われます。

議 長 続きまして、第２地区の首藤推進委員さん。

首 藤 第２地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号２、番号３については、以前、農振除外で立ち会いをしたところとなります。

番号 2 の田および畑については、所有権を取得し、造成のうえ 6 区画の建築条件付き宅地として利用するものです。

申請地は一部でカボスの木が残っていますが、他は草刈り等により管理されています。申請地の両側は山になっており、特に周囲の農業への影響はないと思われます。

番号 3 は、番号 2 の申請地の下になります。

こちらの田については、所有権を取得し、資材置場として利用するものです。

申請地には何本かカボスがありますが、他の所は草刈り等により管理されています。こちらも両側は山になっており、特に周囲の農業への影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

後藤 博幸委員に着席するよう、お願い致します。

議 長 次に議案第 19 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページをお開きください。

議案第 19 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 4 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 191 ㎡ 外 2 筆 合計 382 ㎡ の土地については、昭和 48 年頃より車庫及び学校のグランド用地の一部として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 2、(畑) 310 ㎡ 外 1 筆 合計 1,030 ㎡ の土地については、平成 11 年頃に植林され山林として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 3、(畑) 27 ㎡ 外 2 筆 合計 33.89 ㎡ の土地については、昭和 62 年 2 月頃より自身の畑への進入路としてコンクリートで舗装し、利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 4、(田) 89 ㎡ の土地については、昭和 31 年 5 月より自宅の敷地として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 5、(田) 353 ㎡ の土地については、昭和 55 年 11 月頃より耕作されず原野化した土地となります。チェックリストについては、③の森林化し（本案件は原野となりますが）農地に復元することが困難な土地に該当し、(ア) から (オ) の要件を満たしている土地となります。

番号 6、(畑) 8.09 m² の土地については、昭和 46 年頃より住宅への進入路として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 7、の土地については、昭和 30 年頃より倉庫及び車庫として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 11～13 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 7 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 19 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 14 ページとなります。
議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 4 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第４号）「令和４年４月７日公告予定」になります。１ページをご覧ください。

この利用権設定集積表は令和４年３月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。説明については１ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、36,634 ㎡、27 筆です。畑については、29,296 ㎡、17 筆です。合計面積は 65,930 ㎡、44 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 20 名に対して、借り手は 17 名となります。

なお、各筆明細につきましては、４ページから 8 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和４年４月７日公告予定の農用地利用集積計画（第４号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。